受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(ｲ)　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「プレストレスト・コンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(d)　単体有資格業者、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）又は異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員にあっては、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記(b)及び(c)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

(e)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(b)及び(c)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(f)　単体有資格業者にあっては、平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｵ)までの要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「単体有資格業者の同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ただし、下記(ｱ)から(ｳ)までは同一工事の施工実績を有し、(ｴ)及び(ｵ)は同一工事でなくてもよいが、すべての要件を満たす施工実績を有すること。

(ｱ)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　橋梁形式がラーメン又はアーチ型式のＰＣ橋で、かつ、最大支間長が70m以上の工事。

(ｳ)　架設工法が移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。

(ｴ)　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（上端）までの高さ）が30m以上の工事。

(ｵ)　橋脚（又は橋台）の基礎形式が深礎杭で、杭径が４m以上、かつ、杭長が15m以上の工事。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した「単体有資格業者の同種工事の実績」を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）又は２）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）橋梁下部工事の実績を有する場合

下記(A)及び(B)は、同一工事の施工実績でなくてもよいが、両方の実績を有すること。

(A)　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）の工事。

(B)　橋脚（又は橋台）の基礎形式が深礎杭の工事。

２）橋梁上部工事の実績を有する場合

下記(A)及び(B)は同一工事の施工実績を有すること。

(A)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(B)　橋梁形式がラーメン又はアーチ型式のＰＣ橋の工事。

「単体有資格業者の同種工事の実績」及び「その他構成員の実績」が国土交通省が発注した工事（港湾空港関係を除く。）のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定の合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(g)　異工種ＪＶにあっては、下記１）及び２）のとおりとする。

１）橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ただし、下記(ｱ)及び(ｲ)は、同一工事の施工実績でなくてもよいが、両方の実績を有すること。

(ｱ)　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（上端）までの高さ）が30m以上の工事。

(ｲ)　橋脚（又は橋台）の基礎形式が深礎杭で、杭径が４m以上、かつ、杭長が15m以上の工事。

２）橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成14年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)から(ｳ)までの要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ただし、下記(ｱ)から(ｳ)までは、同一工事の施工実績を有すること。

(ｱ)　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

(ｲ)　橋梁形式がラーメン又はアーチ型式のＰＣ橋で、かつ、最大支間長が70m以上の工事。

(ｳ)　架設工法が移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。

「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」及び「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事の実績」が、国土交通省が発注した工事（港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定の合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(h)　本工事に異工種ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(i)　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(j)　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

(k)　入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）又はその他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと（入札説明書参照）。